この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	\、 汉受印 \																				1/	²
令和] 年	三月	日	申	住が、	又 に 人 の 店 る 事	場 マ	所) は	(〒 7 ⊗ (法 <i>)</i> 広島	、の場合	のみ公	表され		-101	(電話	香号	09	0		899		7621)
				請	納	リ カ 税	, ナ)	地				33 記7-1	3-6-1	-101	(電話	舌番号	09	0	— 7	899	_	7621)
				HI3	氏 名	又に		称	⊗	主	-												
	海田	税務	署長殿	者	(フ (法 <i>)</i> 代 表	人の		.)															
					法	人	番	号															
公表 1 2 な	されま 申請者 法人(よ、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名: ない社 び2の	称 団等る ほか、	事項 (② を除く。 登録番 て公表し)にま :号及て	かって! ド登録 ^伝	は、 年月	本店 ス 日 が 2	スは主 公表 さ	Eたる られま	事務す。	折の所	在地									ジで
(平成2 ※ 当	8年法律 i該申請	津第15 青書は、	号) 、所 [:]	求書発 第5条 得税法 日以前(の規5 等の-	営によ −部を	るこ改立	改正後 Eする	後の注 6 法律	肖費和	兑法贫	育 57 条	き の 2	第 2	項の	規定	官に	より) 申	請し	ます	
					期間の							場合	は令和	和 5 年	三6月	∄ 30 目	3 (3	まで	にこ	<u>-</u> のI	申請	書を	提出
					このほ	申請書?	を提出で						る事業	者の図	区分に				•	付して	てくナ	ぎさい	0
事	業	者	区	分			录要件の 忍」欄も)確言	認」 欄	を記載		くださ				事業者		当す	る場		は、	次葉	「免税
判定合このいなか	により 令和 5 申請書る ったこ	月31日 課税事 毎6月3 を提出つる とは、その	養者とた 0日) ま ることだ を困難た	なる場 まででき な事情		日・Vグ・伊佐・市		S #L.		<u> </u>	3 4 1	計し、	, i o iii i	拟 安	可 亿。	1/E pič	× /c	<u> </u>	'o /	O			
税	理	±:	署	名	税理品税理		長谷	}/ ÷	会計						(電話	舌番号	08	2	_	272	_	5868	3)
※ 税	整理番号				部門 番号		申詢	青年	三月日	1		年	月	F	通	信	年	1	<u>付</u> 月	E E	確認		
務署処	入力	処 理		年	月	F	番号確認				身元 確認			確認書類		番号力 他(-	通知 >	カード 	・運転 	· 免許記)	E	
理欄	登 録	: 番 号	Т															<u> </u>	<u> </u>				

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												Γ			Т								
														は名 称			宜点						
	Ē	該当っ	する『	事業	者の	区分	うにん	むじ.	. 🗆	にレ	印を作	寸し証	己載し	てくオ	ごさ	ſ,°							
免税		(平	成28	8年沿	と律:	第1	5号) 陈	則第	§ 44 ∮	条第4	4項の	り規定	を受け 官の適 箇用を	i用	を受	けょ	こう	とする	る事業	業者	する	法律
		/ma			T .										ı							_	_
事		個	<i>)</i>		番		号													_	_		
業		事業		年月													事	業	年 度		<i></i>		E E
者		内	-) <i>又</i> 月日							年	J	1	日		のみ 記載	<u></u> 資	本	<u></u> 金	至	, 	-	円
l o		容等	車	杂	ıtı		숬																
確		等																					
認	トこしナフ東光本												年	Ē	月		日						
登録要件	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 ☑ はい □ いいえ																						
0		((いいス	.] 0)	場合	は、	火(り質問	りにも	答え	てくた	こさい	。)										
確認		その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して 口 はい 口 いいえいます。												え									
参考事																							
項																							